

岩手県告示第371号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第3項の規定により、岩手県青年農業者等育成センターとして指定を受けた法人から次のとおり変更する旨届出があった。

平成24年5月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 法人の名称 | 変更事項 | 内 容 | | 変更年月日 |
|-------------|-------|-------------|---------------|-----------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| 社団法人岩手県農業公社 | 法人の名称 | 社団法人岩手県農業公社 | 公益社団法人岩手県農業公社 | 平成24年4月1日 |